

令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

特定非営利活動法人 麦わら屋

1 事業実施の方針

令和5年度は、障害者総合支援法に基づく就労継続B型支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業所は継続した運営を行う。

下記の事業も進めていきたい。

地域の人々が普段から事業所の中に入りやすい施設を整備する。

①地域住民との交流を通じた社会参加

本事業所の利用者や職員が心地よく過ごし、誇りを持って働けるとともに、多様な人と出会える場をつくる。高齢者、子育て世代の保護者、高校生など様々な人と交わり、障がいへの理解を次第に深めてもらう。

②地域にとっての相談窓口機能

障がいを持った方に限らず、生きづらさを抱えた人のケアを担う。高齢者の孤立、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、多様な人々との交流を通じ、支援に結びつかない地域に隠れている課題を見いだす場となる。職員や利用者が中心となり、身近で気軽な相談窓口として困りごとの解決をはかっていく。制度や福祉サービスだけでは解決しきれない問題に多様なメンバーで向き合い、地域に住む人の孤立を防ぐ。

③アートの力を活かした社会包摂

利用者のアート活動は家族や職員、地域住民を力づける効果があり、利用者本人が誇りを持って活動するきっかけにもなる。施設では作品展示のほか、参加型の多感覚メディアアートを導入することで、障がいを持った方や地域の人との交流をはかる。障がい者の表現活動を受容・発信し、既存の価値観やシステムを更新していく。

④地域になくてはならない存在になる

子ども食堂の運営や映画の上映、ワークショップ開催などのイベント時はもちろんのこと、普段の活動の時から地域住民が利用者と直接ふれあうきっかけをつくることで、まず本施設を知ってもらう。そしてだんだんと日々の交流を重ね、地域になくてはならない存在、一緒にいることがあたり前になる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者 の予 定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
生活介護事業	介護を必要とする方に対して、創作活動・生産活動（お仕事）の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的に様々なサービスを提供し、利用者さんの社会参加と福祉の増進を支援します。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日から金曜日	前橋市	6人	近隣地域在住の障がいを持った方10人
就労継続B型 支援事業	福祉的就労（農作物生産・販売、請負業）を行い、安定した生活を送れるよう支援する。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日から金曜日	前橋市	7人	近隣地域在住の障がいを持った方30人
日中一時支援 事業	前橋市・高崎市・渋川市・伊勢崎市に住居のある障がい児・者の日中見守りを行うとともに、介護者であるご家族の休息時間が確保できるよう支援する。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日から金曜日	前橋市	1人	近隣地域在住の障がいを持った方
共同生活援助 事業	地域で自立した生活を送れるよう生活支援を行う。	4月1日から3月31日まで 毎日	前橋市 または 近隣市 町村	10人	障がいを持った方11人
子ども食堂	地域の貧困家庭や孤食の子どもに対し、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する。そのほか、孤食の高齢者も対象とする。	4月1日から3月31日まで 月に1～2回 開催	前橋市	6名	近隣地域の子ども、高齢者

(2) その他の事業

活動予定なし